

陸送協会ニュース

第197号

2025年1月

編集・発行者
一般社団法人日本陸送協会事務局
東京都港区海岸1丁目9番18号
国際浜松町ビル6階
電話 03-6803-4171

2025年 年頭挨拶



会長
北村 竹朗

はじめに

2025年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、元旦早々に能登半島地震が発生し、8月末までに240日を超える自衛隊の災害派遣活動が行われる等、復旧作業が進む最中、9月に台風14号の影響による能登半島豪雨が発生し、再び多くの方々が避難生活を余儀なくされました。改めまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げると共に、被災された全ての皆さまに心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興、復旧をお祈り申し上げます。

温暖化に伴う異常気象と言われて久しいですが、歴史的な猛暑や局地的な集中豪雨は、陸送事業者にとって厳しい環境下での作業となり、夏場の熱中症対策から冬場の豪雪対策まで、これまで以上の健康管理と運行管理が求められます。

昨年は、選挙の年でもありました。衆議院選挙では、自民・公明の連立与党が過半数割れの大敗で、30年ぶりの少数与党となりました。一方、米国大統領選挙では、ドナルド・トランプ氏が勝利し、共和党が、上院・下院を抑え、いわゆる「トリプルレッド」が実現し、米国ファーストに向けて動き出しました。強いアメリカへの回帰を狙うトランプ政権に対して、政局が不安定な日本が、どのように新しい日米関係を築いていくのか、特に国内自動車産業に大きく影響を与えるかねない、日米通商交渉が注目されております。

昨年4月に、トラックドライバーの改善基準告示が改正され、本年4月には、「改正物流法（流通業務総合効率化法）と貨物自動車運送事業法」が施行されます。本年は陸送協会創立60周年を迎える節目の年にもあたり、この法改正を、長年の商慣行を見直す絶好の機会として捉え、活動を促進させていきたいと思います。

私たちを取り巻く環境

さて、自動車の陸送業界を取り巻く環境に目を向けると、ここ数年、コロナウイルス感染症の拡大に伴う、生産調整や納期調整が継続している国内新車総市場は、昨年は半導体不足から解放されたものの、年初より新車の型式認証関係の混乱により、出荷停止を余儀なくされ、更是に、新しい保安基準への切り替えが遅れたこともあり、2024年1月～12月は、対前年7.5%減少の約442万台となりました。これは、直近20年間で、コロナ禍に伴う半導体不足の影響を受けた2022年、そして、東日本大震災の2011年に次ぐ水準となりました。

その内、登録車の販売台数は、約286万台（対前年5.6%減）となり、300万台を下回る結果となりました。認証関係の影響を最も受けた軽自動車の販売台数は、約156万台（対前年10.7%減）となり、過去25年で最も低い水準となりました。

一方、中古車流通市場は、新車販売の低迷に伴い、下取り車の減少による玉不足の中、円安を背景に、中古車輸出が堅調に推移した結果、昨年並みの水準が維持されました。

消費マインドが、コロナ禍でのクルマの購買意欲から旅行やレジャーにシフトする動きがある中で、更なる「高まるコスト圧力」と「滞る消費マインド」に伴う景気後退懸念を、自動車関係諸税の改正や実質賃金の引き上げのバックアップを受けながら、自動車業界が払拭することが期待されておりま

2025年度 協会重点施策

本年4月には、「物流革新・緊急パッケージ」の実現に向けた通称「改正物流法」が、施行されます。その内の一つの「流通業務総合効率化法」は、今まで当たり前のように行われてきた商慣行を見直すことにより、「物流に携わる」、或いは、「物流に係る」全ての事業者に対して、物流の改善・効率化に向けた努力義務を課す法律となります。荷主、元請け事業者、利用運送事業者、そして、物流施設運営事業者などが、努力義務を果たす事業者になりますが、昨年の本部総会でご紹介した「陸送版2024年問題への取り組み」を後押しさせる法律と捉えており、令和7年度を「陸送革新元年」と位置づけ、行政や各自動車諸団体とともに以上に連携を深めて、強力に諸活動を推進してまいります。

① 安全の確立

公道を職場とする私たち陸送事業者は、何よりも「安全の確立」を最優先に、取り組まなければなりません。2011年から国土交通省の後援を頂いて推進して参りました教育認定制度は、昨年まで、累計1288人の方が認定されておりました。昨年の行政表彰は、中部支部から大臣表彰1名、局長表彰3名、支局長表彰8名、そして関東支部からは、局長表彰4名、支局長表彰12名となりました。今後、中部・関東以外の運輸局への行政表彰の制度の導入を果たし、受賞を目指して活動を推進していく所存です。

2020年～2023年まで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動が大きく制限されておりましたが、本年は制度発足から、15年の節目の年を迎えます。本部の受講助成制度を拡大し、教育認定制度の更なる活性化を図り、支部表彰から本部表彰への協会表彰制度を充実させ、行政表彰へ繋げていく「段階的な表彰制度の確立」を積極的

に推進してまいります。更には、インストラクターのモチベーションの向上を図るべく、表彰や教育派遣時の助成制度を強化し、教育認定制度や安全講習会の実施などの活動を広く社会にPRし、制度の活性化に繋げていきたいと思います。

②輸送秩序の確立

『安全の確立』に向けて、『輸送秩序の確立』を、各会員各社が率先して取り組まなければなりません。『ながら運転』や『あおり運転』の撲滅に向けた更なる周知活動を徹底して頂くと共に、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認に向けての協力をよろしくお願いいたします。

昨年は「物流2024年問題」政策パッケージの一環で、高速道路の最高速度の引き上げや、外国人在留資格の特定技能職への「運転手」の追加、オーバーツーリズムの対応としての日本版ライドシェアの導入等など、多岐にわたる施策や法改正が導入されました。「公道の安全」と「運転の秩序」をどのように担保していくのかという視点で、協会としても注視していく必要があると思っております。

「改正物流法」のもう一つの法律である「貨物自動車運送事業法」は、トラック事業者の取引に関する規定として、「元請け事業者や利用運送事業者」と「実輸送事業者」の下請け多重構造に対し、管理体制の強化や適正な運賃体系を整備する法律であります。輸送戦力のムダ使いになる「復路の空荷走行の強制」や「復荷料金の値引き抑制」など、輸送秩序の確立に大いに関係する法律として、協会内での意思統一を図つていきたいと思います。

③陸送事業の経営環境改善

長引くロシアのウクライナ侵攻は、エネルギー資源や穀物等の原材料の高騰を招き、

日米の金利差による円安の長期化、更には、日本政府が主導した「賃金引上げ」等により、昨年は、全方位的な「値上げの年」となりました。トラック乗務員不足が顕在化した物流業界においても、運賃改定を受け入れて頂き、総労働時間の削減の中で、トラック

乗務員の労働諸条件の改善に、一定の理解を頂きました。「改正物流法」の施行に伴う商慣行の見直しを、乗務員の負荷を下げる活動に繋げていかなければなりません。陸送業は、クルマの「生産と販売」を結び付けていることから、自動車業界の「員である」という誇りを持ちながら、自動車業界内の地位の向上に向けて活動を推進してまいりますので、今まで以上に、会員各社のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

④規制改革活動や行政との連携の推進

「陸送版2024年問題」への取り組みの規制緩和として、積載車輸送事業に関しては、「単車オーバーハングの容認」と「高さ規制の緩和」、自走輸送事業に関しては、「回送標板の取付簡素化と取付免除の拡大」そして、「ETC専用化に伴うポータブル端末の採用」、これら4項目の要望を優先課題として、国交省と協議を継続して進めています。緩和の狙いは理解されるものの、いずれもドルの高い緩和内容であり、国交省への規制緩和の要請だけでなく、自動車産業政策として、自動車諸団体と連携を強め、関係省庁に幅広く折衝して参ります。

長年懸案になつて来た中古車の船積み時の放射線量検査の撤廃については、日本中古車輸出業協同組合と連名で、中野洋昌国土交通大臣宛てに要請書を提出すると共に、国土交通省、経済産業省、資源エネルギー庁の関係3省庁が、「科学的・合理的の見地から、健康被害は考えにくく、事実上、検査の必

要はない」という趣旨の説明会が開催されました。処理水の安全性に対する中国、韓国政府も理解を示している中で、本年、検査が撤廃される事を強く期待し、引き続き、活動を推進していきます。

セイジ

100年に一度の大変革と言われたCASE（Connected－通信機能、Autonomous－自動化、Shared service－カーシェア、Electricity－電動化）という概念が登場して約10年が経過しました。約4年間に亘るコロナ禍を経験し、「アフターコロナ時代」を迎え、少子高齢化に伴う新しいモビリティー社会に求められる「クルマの使い方」や、電動化、

要はない」という趣旨の説明会が開催されました。処理水の安全性に対する中国、韓国政府も理解を示している中で、本年、検査が撤廃される事を強く期待し、引き続き、活動を推進していきます。

年頭の辞

国土交通省 物流・自動車局次長

久保田 秀暢



令和7年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

国土交通省は、本年も、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「モビリティ社会」の実現に向けて、進展する自動車技術の潮流を捉え、自動車技術行政の各種施策の推進に不断の努力を続けて参ります。

1. 自動車の安全対策の推進等

安全・安心な社会の実現のため、自動車交通分野における安全確保は極めて重要です。

このため、交通安全対策基本法に基づいて5年ごとに交通安全基本計画を策定し、「人」、「道」、「車」の各側面から、政府全体で対策を進めました。物流・自動車局では、令和3年に策定された第11次交通安全基本計画を踏まえ、交通政策審議会陸上交通分

自動化、そして知能化といった「クルマそのものに求める機能」が変化しております。今、自動車産業は、新しい技術やサービスに対する、自動車メーカー一社単独で対応する事に限界があり、系列や業種を超えた協業や提携、技術やサービスの補完による規模の拡大を目指した統合など、世界規模で大きな地殻変動が起きています。

「生産と販売を結びつける我々陸送業界は、乗務員不足が解消されない中で、今まで以上に安全に配慮して、一つ一つの輸送を完遂し、確実におクルマをお届けし、自動車業界を力強く支えていかなければならない。」という気持ちをお伝えし、新年のご挨拶といさせていただきます。

(1) 車両安全対策

産官学の連携により先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進する「先進安全自動車（AVS）推進プロジェクト」は、これまでAVS技術の開発・普及による交通事故の削減に大きく寄与してきました。令和7年度は、第7期AVS推進計画の最終年度

にあたります。自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進の検討を行ってきた成果として、低速でも作動する車線逸脱防止制御装置の基本設計書の策定などが実現できるよう取り組むとともに、次のASV推進計画の準備を進めて参ります。

自動車の安全性能を評価・公表する「自動車アセスメント」については、本年度から新たに、交差点に対応した衝突被害軽減ブレーキ及び新しいオフセット前面衝突（相手車への加害性を考慮した対向車との部分衝突）の評価試験を開始しました。さらなる安全技術の性能向上と普及の促進に向けて、衝突安全性能及び予防安全性能等の評価とユーザーへの周知を行つて参ります。

少子高齢化が加速する我が国において、高齢運転者による交通事故に対する社会的関心や要請は高まる方です。国土交通省では、衝突被害軽減ブレーキの装備義務化等により、先進的な安全技術を搭載した自動車の安全性能向上と普及促進に取り組んで参りました。その結果、現時点において、ほぼ全ての新車乗用車に衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が搭載されています。また、昨今国連合意されたペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る国際基準は、日本から提案が行われたものであり、日本の技術や評価方法をベースにして議論がなされました。今後、更なる交通事故の削減に向けて、当該装置の国内義務化に向けた検討を進めて参ります。

他方、このような先進安全技術は、あくまでもドライバーの安全運転を支援するものであり、その機能には限界があります。このため、国土交通省は、自動車ユーザーに対してSNSや啓発動画等の様々な媒体を用いて行うなど、先進安全技術が正しく利活用されるように情報発信を継続して参ります。

(2) 事業用自動車の安全対策

自動車運送事業では、輸送の安全の確保は何よりも優先されるべきものです。軽井沢スキーパス事故のような悲惨な事故を二度と発生させないという強い決意の下、関係者が一丸となって、事業用自動車の安全対策を不斷に取り組んで参ります。国土交通省では、「事業用自動車総合安全プラン2025」において掲げる事故削減目標（令和7年までに24時間死者数225人以下、重傷者2120人以下、人身事故件数16500件以下、飲酒運転ゼロ）の達成に向け、本プランに基づき、運行管理業務の高度化、健康起因事故対策や飲酒運転対策等の安全対策を着実に推進して参ります。

具体的には、令和4年10月に静岡県で発生した観光バスの横転事故を踏まえ、さらなる貸切バスの安全性向上のため、昨年4月より点呼記録の動画保存、デジタコによる運行の記録等を義務付けました。また、事業用軽貨物自動車の運送需要拡大に伴つて事故件数が増加していることを踏まえ、昨年5月に公布された改正物流法により、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化しました。本年4月に予定している施行に向けて、関係業界の御協力も頂きながら、引き続きその周知を行つて参ります。

上記にあわせて、悪質な法令違反が疑われる自動車運送事業者に対する重点的かつ優先的に監査を行うこと等を通じて、関係法令の遵守の徹底を図つて参ります。

(3) 自動運転

自動運転技術は、「交通事故の削減」のほか、近年我が国で課題となっている「地域公共交通の維持・改善」や「ドライバー不足への対応」にも資する重要な技術です。このため、国土交通省では、自動運転の社会実

装を加速するため、制度整備と事業化推進を進めて参ります。

制度整備については、2026年にも見込まれる自動運転タクシーの実装に向け、昨年10月に有識者からなる自動運転ワーキンググループを設置しました。ここで、ビジネスモデルに対応した規制緩和に取り組むとともに、認証基準等の具体化による安全性の確保、事故原因究明を通じた再発防止、被害が生じた場合における補償の観点から、自動運転タクシーの実装のための制度構築を進めています。今後は、今夏までに本ワーキンググループを複数回開催し、各検討項目の取りまとめを目指すとともに、関係省庁と連携し、自動運転タクシーの普及を見据えた制度作りに取り組んで参ります。

事業化推進については、自動運転移動サービスの全国各地の普及拡大に向け、サービスの導入に向けた地方自治体の取組みを支援しており、昨年は、全都道府県で99事業の取組みを補助しました。これまで、低速の小型カートや小型バスを中心とした実装が進められてきましたが、これからは、事業者からのニーズも高い、多様な環境下で、より高速で走行可能な車両の実装により、サービスの高度化を図ります。そのため、本年は、特に輸送力の高い大型バスやサービスを面的に展開できるタクシーによる高度なサービスへの支援を強化し、その実装を目指します。

これらに加え、自動運転技術は、新車時から使用過程にわたつての安全確保が重要です。このため、電子的な検査の導入を進めるとともに、自動運転車の型式指定審査、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の適確な運用に努めて参ります。

(4) 自動車の検査・整備制度

近年、ほぼすべての新車には衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術が搭載されていますが、自動車ユーザーがこうした車を安全・安心に乗り続けるためには、新車時のみならず、使用過程においても性能が維持される必要があるため、性能が維持される必要があります。このため、昨年10月、使用過程車に対する電子的な検査（OBD検査）を開始しました。OBD検査の開始にあたり、多くの皆様、ブレ運用にご協力いただいた整備事業者の皆様に心から感謝いたします。現時点において、OBD検査の対象車両の台数は、全体の検査台数と比較すると少數ですが、今後、新しい自動車の普及とともに増加します。これに伴い、整備事業者における高度な技術に対応した点検整備の実施と「自動車特定整備事業」の認証の取得が、より重要になります。既に7割近くの整備工場がこの認証を取得していますが、まだ認証を取得していない整備工場におかれましては、「自動車特定整備事業」の認証の取得をお願い申しあげます。なお、OBD検査等に用いるIDとパスワードは、認証工場に限り交付しています。これを他者に使用させることは処分等の対象となりますので、厳に慎むようご留意願います。行政としても、整備事業者の皆さまが高度化する自動車への整備に対応できるよう、引き続き、整備情報提供制度の着実な運用、高度な整備に必要なスキヤンツー（外部診断装置）の購入補助等の環境整備に取り組んで参ります。また、依然として無車検車が確認されています。このため、国土交通省は、車検切れとなつて車両のユーザーに注意喚起をするほか、警察と連携を行い、街頭において可搬式のナンバー自動読み取り装置を用いて無車検運行車両を捕

捉するなど、必要な対策を継続します。また、本年も、当該装置を活用した街頭検査等の車検切れ運行車両排除の取組みを強化して参ります。

(5) 自動車の適切な維持管理

自動車の使用期間の長期化が進む中、バス火災や大型自動車の車輪脱落など、点検・整備を適切に行うことで防止できる事故が依然として発生しています。

国土交通省では、本年も、関係各位の協力を得ながら、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開するとともに、マスメディアを通じた広報などにより点検整備の必要性や重要性を啓発し、自動車ユーチャーに対して、適切な保守管理の徹底を図つてまいります。特に、大型車の車輪脱落事故については、昨年10月より皆様とともに取り組んでいた「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」において、大型車ユーチャーや作業・保守管理を行う関係者に対しても車輪脱落事故防止の周知・啓発を行っています。また、人為的な作業ミスを防止するための車輪脱落防止対策品が開発されたことから、その普及促進を行うことなどにより、引き続き、事故防止対策の徹底を図つて参ります。

「不正改造車を排除する運動」について、本年も継続してその運動を展開するとともに、警察との連携強化により効果的な街頭検査を実施することで、悪質な不正改造車を公道から排除して参ります。

(6) 自動車整備業の人材確保・育成及び生産性の向上

自動車のさらなる安全確保・環境保全のためには、自動車技術の進化に伴い、これまで以上に高度な技能や知識を持つた自動車整備士が不可欠です。他方、厚生労働省の「職業安定業務統計」によると、自動車整備要員の有効求人倍率は4・99倍（令和5年度）に達しており、人手不足は深刻となっています。

このため、国土交通省では、令和5年3月に「自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG」においてとりまとめた人材確保対策を踏まえ、自動車関係団体からなる「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し、様々な取組みを行つてまいりました。特に、昨年は、自動車整備士にとって働きやすく、働きがいのある職場づくりのため、自動車整備事業者が取り組むべき内容をまとめたガイドラインを策定するとともに、より多くの自動車整備事業者に活用していただけるよう、関係団体と連携を図りながら、本ガイドラインの周知・啓発を進めまいりました。また、一昨年に引き続き、高校訪問等による整備士のPR、ポスター等による女性や若者の整備士に対するイメージの向上、SNSを活用した情報発信などの取組みも進めています。さらに、先進技術に対応した整備に係る講習や人材確保・育成セミナーの開催等、各地域の整備事業者が主体的に連携し、課題の解決に取り組むことができるよう、積極的に支援して参ります。

（7）リコール制度・ユーチャーへの情報提供

リコールの適正かつ着実な実施を図り、ひいては自動車ユーチャーの安全・安心を確保するため、引き続き、「自動車不具合情報ホットライン」の周知や、自動車技術総合機構と連携した不具合情報の収集や調査分析に取り組んで参ります。また、国土交通省のHPにおいて、運転支援システムの使用時や電動車の運転時の注意点などを解説した動画等、自動車ユーチャーの皆様に自動車を安全に、安心してお使いいただくための情報発信を行つて参ります。

(8) 自動車型式指定に係る不正行為の防止

近年、複数の自動車メーカー等による型式指定申請に係る不正行為が発生し、型式指定を得た自動車等が保安基準不適合となっていた等の事案が明らかとなりました。昨年4月に国土交通省が設置した外部有識者を含む「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」において不正防止対策が議論され、昨年12月にとりまとめが公表されました。国土交通省では、このとりまとめの内容を踏まえ、制度化に向けた必要な取組みを行つて参ります。その上で、国土交通省は、自動車ユーチャーの信頼と安全安心の確保という共通の目的に向けて、自動車業界と協力して、未来を見据えた取組みを進めて参ります。

（2）自動車の環境対策

2050年カーボンニュートラルの実現や、温室効果ガスの2030年度46%削減の達成目標が設定されました。国土交通省では、この目標の達成に向け、関係省庁とも連携し、GX経済移行債を活用した新たな予算事業を創設することにより、商用電動車の導入

を受けて、一定の機器・設備等を購入した場合に即時償却又は税額控除を受けることができるところから、本制度をはじめとした各種支援策を有効に活用ください。

（3）リコール制度・ユーチャーへの情報提供

リコールの適正かつ着実な実施を図り、ひいては自動車ユーチャーの安全・安心を確保するため、引き続き、「自動車不具合情報ホット

ライン」の周知や、自動車技術総合機構と連携した不具合情報の収集や調査分析に取り組んで参ります。

(1) 環境に優しい車の開発・普及促進

自動車の燃費及び電費の向上を図るため、電気自動車も対象に含めた2030年度を目標年度とする乗用車の燃費基準の達成やカタログ等における燃費性能の表示等を通じて、引き続き、燃費・電費の性能の優れた自動車の更なる普及を推進して参ります。また、重量車については、2025年度を目標年度とする燃費基準において燃費の改善だけでなく電気自動車等の導入を評価するなど、重量車の電動化がより一層進むよう取り組んで参ります。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産学官連携のもと、重量車の電動化技術や水素・合成燃料をはじめとするカーボンニュートラル燃料を利用する内燃機関分野等の開発促進の強化を図る事業を進めています。

さらに、商用電動車（トラック、バス、タクシー）の更なる普及を図るため、2023年4月の改正省エネ法の施行に伴い、輸送事業者に対し、2030年度の保有台数に占める電気自動車、燃料電池自動車等の導入目標が設定されました。国土交通省では、この目標の達成に向け、関係省庁とも連携し、GX経済移行債を活用した新たな予算事業を創設することにより、商用電動車の導入

ている運輸部門、とりわけ、その大宗を占めている自動車分野の低炭素化・脱炭素化が不可欠です。

（4）国土交通省としましては、自動車の製造や運送をはじめとした関係業界各位のご意見、ご要望を聴きながら、関係省庁と連携しつつ、カーボンニュートラルに向けて最適なアプローチを確保できるよう、自動車の開発・普及促進・使用方法の改善等の各種の施策に取り組んで参ります。

(1) 環境に優しい車の開発・普及促進

自動車の燃費及び電費の向上を図るため、電気自動車も対象に含めた2030年度を目標年度とする乗用車の燃費基準の達成やカタログ等における燃費性能の表示等を通じて、引き続き、燃費・電費の性能の優れた自動車の更なる普及を推進して参ります。また、重量車については、2025年度を目標年度とする燃費基準において燃費の改善だけでなく電気自動車等の導入を評価するなど、重量車の電動化がより一層進むよう取り組んで参ります。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産学官連携のもと、重量車の電動化技術や水素・合成燃料をはじめとするカーボンニュートラル燃料を利用する内燃機関分野等の開発促進の強化を図る事業を進めています。

さらに、商用電動車（トラック、バス、タクシー）の更なる普及を図るため、2023年4月の改正省エネ法の施行に伴い、輸送事業者に対し、2030年度の保有台数に占める電気自動車、燃料電池自動車等の導入目標が設定されました。国土交通省では、この目標の達成に向け、関係省庁とも連携し、GX経済移行債を活用した新たな予算事業を創設することにより、商用電動車の導入

陸送協会ニュース

補助に取り組んで参りました。本年も、昨年と同程度の予算を確保しており、輸送事業者に対する導入支援を行うとともに、自動車メーカーによる更なる技術開発を促すことなどを通して、商用電動車の一層の普及促進に取り組んで参ります。

(2) 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガス対策については、これまで全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施してきました。

昨年は、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP・29)において成立した「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則(規則第168号)」を保安基準に導入したほか、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第14次答申)を踏まえ、自動車から排出される粒子状物質について、ディーゼル車及びガソリン直噴車を対象として、粒子数(PN: Particle Number)の基準を導入しました。今後も、国際基準の動向や中央環境審議会の答申を踏まえ、大気環境の保全のために必要な取組みを進めて参ります。

3. 自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

自動車基準・認証分野の国際展開については、国連WP・29における国際基準策定等の主導やアジア地域における国際基準に基づく認証の相互承認への参画を推進して参りました。

昨年は、国連WP・29において、自動運転システムの安全性能の要件及び評価手法のガイドライン、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準等の策定にあたって、日本の技術を国际基準化することに成功しました。今後ますます進展していく自動運転技術をはじめとした先進技術についても、日本が率先し

4. 自動車保有関係手続におけるデジタル化の推進

自動車保有関係手続については、本年中に、小型二輪自動車の新車新規検査及び継続検査について自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)によるオンライン申請を可能とする予定です。

また、本年は電子車検証の交付開始から3年目となり、すでに電子車検証が交付された乗用車等が継続検査の時期を迎えており、継続検査のOSS申請を行った際に、運輸支局等に出頭せずに車検証の更新が可能な「記録等事務代行制度」の利用件数が増加しているところ、今後もこの制度が有効活用され、ユーザーの利便性が向上することを期待しております。

また、本年4月より、電子車検証に搭載したICタグの空き領域を民間企業や行政機関等が活用できる「車検証の空き領域利活用サービス」の開始を予定しているなど、自動車に関わる方々の利便性がさらに向上するよう、取り組んで参ります。

て国際基準を策定していくよう努めて参ります。また、我が国は、杭州以外の国として初めてWP・29の副議長を務め、本年も継続して副議長を務めることとしています。

国土交通省は、今後も、このような国際プレゼンスを發揮しながら、自動運転やドライバーの安全運転支援技術をはじめとする我が国が強みを有する分野における国際基準等の策定に向けた議論を主導して参ります。加えて、世界全体でのカーボンニュートラル実現に向け、自動車のライフサイクルにおけるCO₂排出量について、国際的に統一した評価手法の確立に積極的に取り組むほか、交換式バッテリーを搭載した自動車が開発されていることを踏まえ、これに対応した国際基準の策定に取り組んで参ります。

また、我が国は、アジア等の新興国の国連協定への加入を促進しています。昨年12月にフィリピン・マニラで開催した第15回アジア地域官民共同フォーラムにおいては、カンボジアが新たに国連協定に加入することを表明するなど、国連協定に基づく自動車基準認証の相互承認がアジア地域で着実に拡大しています。こういった成果も踏まえ、ASEAN諸国に対して、国際基準に基づく自動車型式認証に係る人材の育成等にも積極的に協力し、適切な制度運用が行われるよう支援して参ります。



年頭の辞

国土交通省 物流・自動車局自動車情報課長 谷合 隆

3年目となり、すでに電子車検証が交付された乗用車等が継続検査の時期を迎えております。OSS継続検査申請の際に運輸支局等に出頭せずに車検証の更新が可能となる記録等事務代行制度が有効活用され、ユーザーの利便性が向上することを期待しています。

加えて、本年4月より、電子車検証に搭載したICタグの空き領域を民間企業や行政機関等が活用できる「車検証の空き領域利活用サービス」の開始を予定しているなど、自動車に関わる方々の利便性がさらに向上す

るよう、取り組んで参ります。このほか、5地域で予定されている新たな地方版図柄入りナンバープレートの5月頃の交付開始に向けた準備を進めるとともに、引き続き、既に交付されている大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート等の普及促進に取り組んで参ります。また、本年は、今後の岡柄入りナンバープレートの更なる拡大等に向けての検討を本格的に進めていく年にもなりますので、国民の皆様のご意見をお聞きしながら、積極的に取り組んで参ります。

最後に、これまで国家的なイベントの開催に向けた機運の醸成や地域の観光振興等のための「走る広告塔」として活用されてきた図柄入りナンバープレートにつきまして、更なる普及促進と活用拡大を図ります。まず、十勝、日光、江戸川、安曇野、南信州の5地域で予定されている新たな地方版図柄入りナンバープレートの5月頃の交付開始に向けた準備を着実に進めます。また、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートの交付を通じて、本年に開催される大阪・関西万博の全国的な開催機運の醸成を図って参ります。

あわせて、現在交付中の全国47都道府県の花をモチーフとした全国版図柄入りナンバープレートにつきまして、引き続きさらなる普及促進に取り組んで参ります。

陆送協会ニュース

本部だより

令和6年11月定期理事会

日 時 令和6年11月21日（木）
14時～15時40分

場 所 東京都トラック総合会館6階会議室

議事
（審議事項）
1. 本部事務所の移転について
2. 令和6年度日本陸送協会 短・中期活動計画について
3. 日本陸送協会 部会・委員会のワーキングからの報告 等
4. 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
5. 令和6年度通常総会及び創立60周年記念

各事項について承認された。



さらに、昨年7月に設置した「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」において、既に導入している図柄入りナンバープレートの交付状況、ユーモアや自治体等のニーズを踏まえ、全国版及び地方版図柄入りナンバープレート、ご当地ナンバーに係る課題や今後の方向性について検討して参ります。

以上、本年に予定しております主な施策を紹介させていただきましたが、関係者の皆様におかれましては、これらの施策の推進にあたり、本年におきましてもこれまでと変わらぬご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

皆様にとりまして本年がよりよい一年となりますよう心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本自動車車体工業会との合同研修会	
出席者	各支部事務局14名、本部2名
日 時	令和6年11月21日（木） 15時50分～16時50分
場 所	東京都トラック総合会館6階会議室
出席者	日本自動車車体工業会から7名、日本陸送協会24名出席で意見交換を行った。

第15回事務局長会議	
日 時	令和6年11月25日（月） 14時～16時
場 所	東京都立産業貿易センター浜松町
議事	①令和7年度優良従事者表彰推薦割当について（案） ②令和6年度、令和7年度行事予定について ③新車販売台数等の状況について ④支部報告
質疑応答	④質疑応答

積載ドライバー教育	
会 場	関東支部
開催日	令和6年11月9日（土）
出 席 者	受講者 トレーナー 7名 受講者 6名
◆受講者の声	◆受講者の声
サ ー ビ ス セン ター	受講した事での気付きや、他社との作業方法の違いが知れた。また取り組む姿勢など数多く勉強になつた 今までの作業を振り返り初心に戻ることが出来ました 今まで間違つて覚えていた事、機材特



座学



実技



座学



実技

性など再確認することが出来た

・会社によって安全確認や作業方法の違
いなどがあり良い部分を自社にも取り
入れて行きたいと思つ

・より細かい内容が勉強できてよかつた

・今まで知らない事が学べて良かつた。

・車型が毎回違うので改めて現実の厳し
さを知りました

・日々の作業に生かしていき、他のドライ
バーと共に業務の質を上げるように
したいと思う

中国支部

中国支部 四国支部 積載ドライバー教育 合同開催

開催日 令和6年11月16日（土）

会場 広島五日市港

（株カイソーカミ市配達センター）

出席者 四国 柴田支部長 中國支部各役員・支部会員・事務局

トレーナー 3名

受講者 中国支部 6名

四国支部 1名

受講者 計15名

トレーナー 3名

受講者 6名

◆受講者の声

・商品車を陸送する基本が再度学べ、忘
れていた部分もあり受講してよかつた

・改めて初心に立ち返り安全を心掛け行
動して行きます

◆受講者の声

・自社作業マニュアルと違う点など、
日々の業務や教育などに活かしていくけ
れ



座学



実技

近畿支部

自走ドライバー教育

開催日 令和6年11月17日（日）

会場 大阪府池田市ダイハツ町1-1

出席者 ダイハツ輸送株式会社 2階会議室

受講者 支部役員、事務局、会員会社代表

トレーナー 3名

受講者 6名

◆受講者の声

・初心に戻り、無事故無違反・ノーニクレ
ームで頑張ります。

・原点に立ち返って点検・安全運転に務め
ます。

・弊社の点検方法とは違つて色々な箇所を
点検することを知りました。今日学んだ
ことを役立てたいと思います。



座学



実技

北陸信越支部

自走ドライバー教育

開催日 令和6年11月16日（土）

会場 石川県白山市村井町321-1

出席者 千代田運輸(株) 金沢営業所会議室

受講者 支部役員 1名

トレーナー 2名

受講者 4名

◆受講者の声

・初心に戻り、無事故無違反・ノーニクレ
ームで頑張ります。

・原点に立ち返って点検・安全運転に務め
ます。

・弊社の点検方法とは違つて色々な箇所を
点検することを知りました。今日学んだ
ことを役立てたいと思います。



座学



実技

ればと思います。

・日ごろ時間に追われなかなか基本作業
ができなくなつていきましたが、この機
会に初心にかえり、改めて基本作業・
安全意識の確認ができたと思います。

・本日受講したことを実施して安全運転・
安全作業に努めていこうと思います。

八退会情報

入会(2社)	関東支部	令和6年12月 (有)昭和メタル
	北陸信越支部	令和6年12月 (株)令和サービス
退会(2社)	関東支部	令和6年12月 (株)オートテクニック
	九州支部	令和6年12月 (株)ユー・エス物流 福岡営業所

経過予定

経過報告	今後の予定
11/9 教育認定制度 関東支部 積載ドライバー教育	1/15 正副会長会議兼総務部会
11/15 教育認定制度 関東支部 自走ドライバー教育	1/15 1月定例理事会
11/16 教育認定制度 北陸信越支部 自走ドライバー教育	1/27 北海道支部総会・優良従事者表彰式
11/16 教育認定制度 中国・四国合同 積載ドライバー教育	2/20 2月臨時理事会
11/17 教育認定制度 近畿支部 自走ドライバー教育	2/20 日本陸送協会 令和6年度通常総会
11/21 定例理事会	2/20 協会創立60周年記念式典
	2/28 九州支部総会・優良従事者表彰式
	3/6 四国支部総会・優良従事者表彰式

2月20日(木)開催の令和6年度通常総会についてのおしらせ

通常総会は行う予定で、オンライン中継も下記のとおり実施します。

令和6年度通常総会のオンライン中継の配信について

配信の詳細及び総会資料につきましては、2月18日以降に日本陸送協会ホームページの会員専用ページにてお知らせいたします。

総会時間は2月20日(木)15時00分～16時00分を予定しております。

日本陸送協会ホームページURL <http://rikusoukyoukai.org/>

会員専用ページ閲覧には右記のID・パスワードが必要です。 ID : 2016rikusou PW : kyoukai

事務局からの新年の挨拶

謹賀新年

陸送業界発展のため
本部一同 頑張って参りますので
本年も変わらぬご厚誼のほど宜しくお願ひ申し上げます。

(一社)日本陸送協会 本部事務局 一同

